告示

日号外　ページ

○内閣府

三八　地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　五　二

三九　特定非営利活動促進法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行規則第九条の規定に基づき、内閣総理大臣の指定する縦覧の場所及び内閣総理大臣の定める閲覧の場所を定める件　三〇　73　六〇

四〇　公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　三〇　73　六〇

四一　東海地震に係る地震防災対策強化地域を指定した件　三〇　73　六〇

四二　東南海・南海地震防災対策推進地域を指定した件　三〇　73　六一

四三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を指定した件　三〇　73　六一

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準　二　47　一

○内閣府、財務省

一　沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件　三〇　73　六二

二　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件　三一　特10　四〇〇

三　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　三一　特10　四〇〇

○内閣府、経済産業省

一　産業高度化地域を指定する件を廃止する件　三一　特10　四〇〇

○国家公安委員会

七　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　九　53　一

八　交通の方法に関する教則の一部を改正する件　二一　三

○国家公安委員会、金融庁

一　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第八条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件の一部を改正する件　二六　67　三七

○金融庁

一一　保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件　九　一

一二　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　一五　一

一三　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　一六　59　二

一四　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　二一　三

一五　信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要する市を指定する件等の一部を改正する件　二三　65　六一

一七　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二三　65　六一

一八　信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件等の一部を改正する件　二六　67　三七

一九　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第四号の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件　二六　67　三七

二〇　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第九号の規定に基づき通信手段を指定する件の一部を改正する件　二六　67　三八

二一　銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件　二九　72　三四

二二　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件　二九　72　三五

二三　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件　二九　72　三六

二四　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件　二九　72　三七